

高等学校等就学支援金 Q&A

◆申請基準に関する質問

Q：自分が申請基準にあてはまるかどうか分かりません。どうしたら分かりますか。

A：【市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除額】が30万4,200円未満であるかが判断基準です。新入生の4月申請に際しては、前年度の税情報（前々年分所得）をもとに、4～6月分の支給を行います。ご自身の課税標準額などはマイナポータルで確認できます。文部科学省のホームページ『高等学校等就学支援金制度』もご参考ください。

なお、本制度は申請基準内であることが判明している方に限り申請を受け付けるというものではありません。ご自身が申請基準にあてはまるか判らない場合、申請書類を提出していただくと、京都府が審査し、判定結果を本校より通知します。

◆初回申請に関する質問

Q：申請手順を教えてください。

A：オンライン申請と書類提出が必要です。「個人番号カード（写）等貼付台紙【緑色】」と「高等学校等就学支援金 意向確認書【黄色】」を本校事務所窓口へお持ちください。

オンライン申請は、文部科学省のホームページにある『高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル』を参照してください。

Q：新入生の申請受付開始はいつですか。

A：4月1日前後にご自宅へ郵送で必要書類一式をお送りします。同封の e-Shien システム「ログインID通知書」を受け取っていただいた時点からオンライン申請が可能です。

Q：オンライン申請は学校でしないといけませんか。

A：ご自宅でスマートフォンもしくはパソコンから申請していただけます。

Q：私は京都府以外から京都の学校（大谷）に通っているので支援金は関係ないですよね。

A：国が行っている制度ですので、どの都道府県にお住まいの方も申請ができます。

Q：保護者の一方が海外にいて課税証明書が発行されない場合も申請できますか。

A：日本に在住する親権者のみ課税証明書をご提出いただき、その方の税情報により確認できる所得で判断します。（この場合、加算支給はありません。）

Q：一度申請すれば卒業まで支援金が交付されますか。

A：原則、毎年のオンライン申請が必要です。ただし、「個人番号カード（写）等貼付台紙【緑色】」については、初回申請時に提出し、受給認定を受けた場合、次の申請時の再提出は不要です。所得制限等により不認定と判定された場合は、次の申請時に再提出が必須です。

高等学校等就学支援金 Q&A

Q：申請基準に該当しないため(あるいは何らかの理由で)申請しません。特に何の手続きも必要ないということでしょうか。

A：申請されない場合もオンライン申請システム e-Shien で意向確認登録と学校への「意向確認書【黄色】」の提出が必須です。

◆登録情報の変更に関する質問

Q：住所・課税地／所得／生徒・保護者情報(離婚等)／が変更になりました。何か手続きが必要ですか。

A：下記の通りお手続きをお願いいたします。

【住所・課税地の変更】お住まいの市区町村の役所窓口にて住民票異動の手続きをお願いします。この手続きが遅れますと、就学支援金の認定が遅れることがあります。課税地が変更になる場合は、速やかに学校へご連絡いただき、「高等学校等就学支援金受給資格認定事項変更届出書」を事務所窓口へご提出ください。住所のみ変更の場合は「高等学校等就学支援金受給資格認定事項変更届出書」を提出する必要はありません。

【所得の変更(所得の増減)】分かり次第、速やかに学校にご連絡ください。

【生徒・保護者情報の変更(離婚等)】「高等学校等就学支援金受給資格認定事項変更届出書」を事務所窓口へご提出ください。

◆交付に関する質問

Q：支援金はいつどのようにしていただけるのですか。

A：学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充当もしくは3月末までに還付します。

◆その他の質問

Q：税の申告を行っていませんが、しないといけませんか。

A：税の申告を行っていない場合、就学支援金を申請いただいても所得確認ができず、支給決定が遅れる、もしくは受給できない場合があります。事前に申告手続きをお願いします。(ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者は、税申告は原則不要です。)

税の申告に関するお問い合わせは、各自治体へお願いいたします。

Q：所得制限が撤廃されると聞いたのですが

A：「高校生等臨時支援金」について、ホームページ(就学支援金関係のおしらせ)に掲載しております。申請時期や申請方法などお手続きについては、詳細が決まりましたらお知らせいたします。